

平成26年度北日本看護学会

総会資料

日時：2014年8月30日（土）

I 報告事項

- 1 理事会・評議員会報告…………… 資料 1 (p.2)
- 2 庶務報告…………… 資料 2 (p.3)
- 3 編集委員会報告…………… 資料 3 (p.4)
- 4 研究奨励委員会報告…………… 資料 4 (p.5)
- 5 その他

II 審議事項

- 1 第 18 回学術集会会長の選出
- 2 会計報告および会計監査報告…………… 資料 5 (p.6-7)
- 3 2014 年度事業計画案…………… 資料 6, 7 (p.8-9)
- 4 2014 年度予算案…………… 資料 8 (p.10)
- 5 その他

理事会・評議員会報告

●平成 25 年度 第 1 回理事会・評議員会

日 時：2013 年 8 月 30 日（金）16：30～17：30

場 所：山形県立保健医療大学 401 会議室

出席者：10 名

報告事項：

1. 理事会・評議委員会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告

審議事項：

1. 第 17 回学術集会会長の選出
2. 会計報告および会計監査報告の審議
3. 事業計画案
4. 予算案
5. 平成 25 年度北日本看護研究奨励金候補者案
6. 投稿規定の改訂と「論文提出時のチェックリスト」の Web 公開
7. 会則の変更（第 27 条 本会設立年月日の追加）
8. 日本看護系学会協議会への加盟
9. その他

●平成 26 年度 第 1 回理事会・評議員会

日 時：2014 年 8 月 30 日（土）12：00～13：00

場 所：宮城大学 3 階 313 研究生演習室

出席者：10 名

報告事項：

1. 理事会・評議委員会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告
5. その他

審議事項：

1. 第 18 回学術集会会長の選出
2. 会計報告および会計監査報告の審議
3. 事業計画案
4. 予算案
5. 平成 26 年度北日本看護研究奨励金候補者案
6. その他

庶務報告

1. 組織について

1) 入会，会員手続きに関する業務

(1) 2013年4月1日から2014年3月31日までの新入会員数

102名（正会員 99名，学生会員3名）

※2013年4月1日は335名でスタート

新入会 : 102名 途中退会 : 9名 復活者 : 2名

(2) 2014年3月31日の会員数

430名（正会員 : 420名，学生会員 : 10名）

※2012年4月1日の時点で35名の退会処理をしています

（退会希望 : 9名，会費未納者 : 26名）

(3) 2014年4月1日の会員数

395名（正会員 : 389名，学生会員 : 6名）

(4) 2014年7月31日の会員数

449名（正会員 : 441名，学生会員8名）

※ 4月1日以降の変動（入会者59名，退会者12名，復活者7名）

2. 事業について

1) 第16回北日本看護学会学術集会の開催

会期 : 平成 25 年 8 月 30 日（金）・31 日（土）

会場 : 山形県立保健医療大学

会長 : 菅原 京子（山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科）

2) 北日本看護学会誌発行

編集委員会報告に譲る

3) 平成26年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金公募

研究奨励委員会報告に譲る

3. 運営に関する会議

1) 総会

平成25年度北日本看護学会総会

会 期 : 2013年8月30日（金）

会 場 : 山形県立保健医療大学

出席会員，委任状により成立

2) 理事会・評議員会

理事会・評議員会報告に譲る

編集委員会報告

1. 委員会の開催

<平成 25 年>

- ・6月27日 理事会への報告・依頼などの検討
- ・6月28日 北日本看護学会誌投稿規定改正について検討
- ・7月31日 16巻2号の査読者決定・依頼
- ・9月12日 編集委員による投稿論文の査読の実施
- ・9月24日 座長・学会長被推薦者への依頼
- ・10月15日～25日 専任査読者に関する取り決め等の検討
- ・12月18日 16巻2号掲載論文の第一校送付
- ・12月19日 専任査読者への依頼文送付

<平成 26 年>

- ・1月10日 第1回校正依頼
- ・1月15日 資料整理
- ・1月24日 最終校正
- ・1月24日 専任査読者の決定 27名
- ・3月13日 17巻1号の査読者決定
- ・4月12日 論文の内容について検討
- ・4月30日 論文の内容について検討

2. 学会誌発刊

- 1) 16巻1号（平成25年9月）の発刊
 - ・原著2篇，研究報告1篇，資料1篇を掲載
- 2) 16巻2号（平成26年2月）の発刊
 - ・研究報告1篇，資料3篇を掲載

研究奨励委員会報告

1. 北日本看護学会研究奨励委員会の平成 26 年度研究奨励金について

募集期間：平成 26 年 4 月 1 日～6 月 30 日

応募件数：3 件

審査期間：平成 26 年 8 月 30 日～9 月 20 日

審査結果：採択 1 件，条件付採択 2 件

平成 26 年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金審査結果

No.	研究代表者	研究課題	採否	交付金
1	河村 真人	<i>Clostridium difficile</i> などの院内感染起因菌に対する新しい塩素系消毒薬の殺菌効果の検討	条件付き 採用	5 万円
2	横山 千恵	特別支援学校に勤務する看護師の困難感と職務継続意思の関連およびその要因の検討	採択	5 万円
3	鈴木 千鶴	食物アレルギー児をもつ母親の背景要因と困難感と対処行動の関連	条件付き 採用	5 万円

2013年度会計決算(案)

自 2013年4月1日

至 2014年3月31日

<収入の部>

項 目	2013年度予算	2013年度決算	備 考
1. 年会費 (正会員)	1,015,000	1,652,000	
	1,000,000	1,640,000	328人@5000円 (21年1人, 22年1人, 23年3人, 24年20人, 25年267人, 26年35人, 27年1人)
(学生会員)	15,000	12,000	4人@3000円
(賛助会員)	0	0	
2. 入会金	40,000	220,000	110人@2,000円
3. 繰越金	5,676,621	5,676,621	2012年度より
4. その他	18,379	77,129	別刷り 39,000 文献使用 27,027 誤入金 10,000 学会誌 600 利子 502
合 計	6,750,000	7,625,750	

自 2013年4月1日

至 2014年3月31日

<支出の部>

項 目	2013年度予算	2013年度決算	備 考
1. 学術集会補助費	2,000,000	1,500,000	16回500,000円 17回1,000,000円
2. 研究奨励金	50,000	50,000	1件
3. 印刷費	1,500,000	939,960	学会誌15巻, 16巻, 年会費等
4. 通信費	130,000	16,874	携帯使用料
5. 郵送費	300,000	137,380	郵送費, 振込手数料等
6. 事務局運営費	1,100,000	865,158	
(備品費)	1,000,000	863,478	パソコン
(事務用品)	100,000	1,680	
(評議員改選費)	0	0	
7. 会議費	170,000	13,840	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	100,000	13,840	弁当等
(編集委員会)	50,000	0	
(研究奨励委員会)	20,000	0	
8. 人件費	500,000	185,000	
(事務作業委託費)	100,000	100,000	
(臨時雇用)	400,000	85,000	
(旅費等)	0	0	
9. 予備費	1,000,000	0	
10. その他	0	5,000	査読謝礼
小 計	6,750,000	3,713,212	
繰越金		3,912,538	2014年度に繰越
合 計	6,750,000	7,625,750	

会計監査報告

会 計 監 査 報 告 書

2013年度における北日本看護学会の現金出納帳、領収書綴および郵便貯金通帳を照合した結果、適正に取り扱われている事を確認しました。


2014年8月19日

監事 岡田 忍 

会 計 監 査 報 告 書

2013年度における北日本看護学会の現金出納帳、領収書綴および郵便貯金通帳を照合した結果、適正に取り扱われている事を確認しました。

2014年8月8日

監事 浅川 豊子 

2014 年度事業計画（案）

1. 北日本看護学会学術集会の開催

1) 第 17 回北日本看護学会学術集会

会期：平成 26 年 8 月 30 日（土）・31 日（日）

会場：宮城大学大和キャンパス

会長：小野 幸子（宮城大学看護学部・看護学研究科 教授）

2) 第18回北日本看護学会学術集会の開催

会期：未定

会場：未定

会長：杉山 敏子（東北福祉大学 教授）

テーマ：「看護をする喜び（仮題）」

2. 北日本看護学会誌の発行（2 回）

3. 北日本看護学会研究奨励委員会平成 27 年度奨励研究募集（資料 7）

4. 評議員選挙

平成 27 年度奨励研究募集要項（案）

1. 応募方法

- 1) 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、申請書ファイルを北日本看護学会ホームページ (<http://www.njans.net/>) の専用ページから送信すること。
- 2) 申請書ファイルは北日本看護学会ホームページからダウンロードすること（Microsoft Word 文書ファイル，Adobe Acrobat PDF ファイル）。

2. 応募資格

北日本看護学会会員であること。機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得ること。

3. 応募期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日の間に必着のこと。

4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

5. 研究奨励委員会

研究奨励委員会は次の委員により構成される。

委員長 塩飽 仁（東北大学）

委員 石井 範子（秋田大学医学部保健学科）

委員 叶谷 由佳（横浜市立大学）

（評議員・理事の改選にともない、平成 27 年 4 月から委員が交代する予定です）

6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より 1 件あたり 1 年間 5 万円以内の研究奨励金を交付する。申請は研究者 1 名につき 1 件までとする。

7. 応募書類は返却しない。

8. 研究奨励委員会への問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

bureau@njans.net

(註 1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励委員会の助成によるものであることを明らかにする必要がある。

(註 2) この研究奨励金の交付を受けた者は、奨励金交付後 1 年間の対象研究課題に関する業績結果を次年度北日本看護学会学術集会において発表し、更に 3 年以内に北日本看護学会誌に論文等として投稿する義務を負うものとする（北日本看護学会研究奨励委員会規程第 5 条（義務））。これらが確認できなかった場合は、研究奨励委員会が理事長に報告する。理事長が、必要と認めた場合には指導、助言を行うかもしくは罰則（北日本看護学会研究奨励委員会規程第 6 条）を適用することがある。

2014 年度会計予算（案）

自 2014 年 4 月 1 日

至 2015 年 3 月 31 日

<収入の部>

項 目	2013 年度決算	2014 年度予算	備 考
1. 年会費	1,652,000	1,515,000	
（正会員）	1,640,000	1,500,000	300 人
（学生会員）	12,000	15,000	5 人
（賛助会員）	0	0	
2. 入会金	220,000	140,000	70 人
3. 繰越金	5,676,621	3,912,538	2013 年度より
4. その他	76,627	432,462	許諾料, 別刷り
合 計	7,625,248	6,000,000	

自 2014 年 4 月 1 日

至 2015 年 3 月 31 日

<支出の部>

項 目	2013 年度決算	2014 年度予算	備 考
1. 学術集会補助費	1,500,000	1,000,000	第 18 回学術集会準備金
2. 研究奨励金	50,000	150,000	3 件
3. 印刷費	939,960	1,500,000	年会費請求, 学会誌 17 巻
4. 通信費	16,874	130,000	携帯電話使用料
5. 郵送費	137,380	300,000	はがき, 切手, 振込手数料
6. 事務局運営費	865,158	600,000	
（備品費）	863,478	300,000	
（事務用品）	1,680	100,000	
（評議員改選費）	0	200,000	
7. 会議費	13,840	270,000	
（理事会）	0	0	
（評議員会）	13,840	200,000	評議員と理事は重複のため
（編集委員会）	0	50,000	
（研究奨励委員会）	0	20,000	
8. 人件費	185,000	500,000	
（事務作業委託費）	100,000	100,000	
（臨時雇用）	85,000	400,000	
（旅費等）	0	0	
9. 渉外		200,000	日本看護系学会協議会会費等
10. 予備費	0	1,350,000	
11. その他	5,000	0	
小 計	3,713,212	6,000,000	
繰越金	3,912,538	0	
合 計	7,625,750	6,000,000	

北日本看護学会評議員名簿

地区（定員）	氏 名	所 属
北海道地区 （1名）	退会につき空席	
岩手地区 （1名）	遠藤 良仁	岩手県立大学看護学部
秋田地区 （1名）	石井 範子	秋田大学医学部保健学科
宮城地区 （4名）	遠藤 芳子	宮城大学看護学部
	高橋 みや子	元宮城大学看護学部
	武田 淳子	宮城大学看護学部
	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科
山形地区 （6名）	遠藤 恵子	山形県立保健医療大学
	叶谷 由佳	横浜市立大学医学部看護学科
	小林 淳子	山形大学医学部看護学科
	佐藤 和佳子	山形大学医学部看護学科
	布施 淳子	山形大学医学部看護学科
	古瀬 みどり	山形大学医学部看護学科
関東地区 （1名）	岡田 忍	千葉大学大学院看護学研究科
東京地区 （1名）	浅川 典子	埼玉医科大学保健医療学部

(合計 14 名，敬称略)

任期：平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

北日本看護学会理事・監事名簿

役割	人数	氏名	所属
理事長	1名	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科
副理事長	1名	小林 淳子	山形大学医学部看護学科
庶務	3名	○布施 淳子	山形大学医学部看護学科
		佐藤 和佳子	山形大学医学部看護学科
		遠藤 良仁	岩手県立大学看護学部
編集	3名	○遠藤 芳子	宮城大学看護学部
		高橋 みや子	元宮城大学看護学部
		武田 淳子	宮城大学看護学部
研究奨励	3名	○塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科
		石井 範子	秋田大学医学部保健学科
		叶谷 由佳	横浜市立大学医学部看護学科
会計	2名	○遠藤 恵子	山形県立保健医療大学
		古瀬 みどり	山形大学医学部看護学科
監事	2名	岡田 忍	千葉大学大学院看護学研究科
		浅川 典子	埼玉医科大学保健医療学部

(○責任者，敬称略)

任期：平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

北日本看護学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北日本看護学会(North Japan Academy of Nursing Science)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山形大学医学部看護学科内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 学術集会の開催

(2) 学術講演会の開催

(3) 学会誌の発行

(4) 関係学術団体との連絡、提携

(5) その他目的達成に必要な活動

第3章 会員及び賛助会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人とする。

(賛助会員)

第6条 本会の賛助会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において活動する個人または団体で、本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明したものである。

(会員の入会及び退会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

(入会金および会費)

第8条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。なお、既納の入会金及び会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の除名)

第9条 本会の会員、賛助会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名

(3) 理事 若干名(常任理事 10名)

(4) 監事 2名

(5) 評議員 若干名

(理事長)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、理事会で理事の中から互選し、総会の承認を得て決定する。

3 理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(副理事長)

第12条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその業務を代行する。

2 副理事長は理事の中から互選し、理事会の承認により決定する。

3 副理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(理事)

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の事業ならびにこれに伴う予算を含む運営について協議し、議決する。

2 理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営を担当する。

3 常任理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営の相談・調整を担当する。

4 理事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

5 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(監事)

第14条 監事は、本会の会務を監査し、理事会に報告するとともに、本会の会計および資産を監査する。

2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

3 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(評議員)

第15条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じてもこれを補充しない。

3 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(学術集会会長)

第16条 本会は、毎年1回学術集会を主宰するために、学術集会会長を置く。

2 学術集会会長は、理事会の推薦により、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 任期は1年とする。

4 学術集会会長は、理事会、評議員会に参加することができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第17条 本会の運営のために、次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 評議員会

(4) 編集委員会

(5) 研究奨励委員会

(総会)

第18条 本会の総会は、年1回理事長が招集して開催する。

2 総会は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

3 理事会が必要と認めたとき、評議員会の議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があったときには、理事長は、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 総会の議長は、理事長があたり、議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(理事会)

第19条 本会は、会務を担当し取りまとめるために、理事会を組織し、年1回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は、遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第20条 本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議するため評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は、理事長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、かつ、理事会が必要と認めたときは、理事長は、臨時に評議員会を招集しなくてはならない。

4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

(編集委員会)

- 第21条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。
- 2 編集委員会は理事会で選出された次の委員をもって組織する。
- (1) 理事 3名
 - (2) 評議員 2名
 - (3) 正会員 相当数
- 3 委員長は編集委員会において理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。
(研究奨励委員会)

- 第22条 研究奨励委員会は、本会の運営、審査等の事業にあたる。
- 2 研究奨励委員会は、理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。
- 3 委員長は研究奨励委員会において互選し選出する。
- 4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

第6章 会計

(会計)

- 第23条 本会の運営は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入などによって行う。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
(入会金、会費)
- 第24条 会員の入会金は、2,000円とする。
- 2 本会の年会費は、会員(大学院生を含む)5,000円、学生会員(大学生を含む)3,000円、賛助会員(1口)30,000円とする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

- 第25条 会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

第8章 補則

(委任)

- 第26条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。
(設立年月日)
- 第27条 本会の設立年月日は、平成9年8月30日とする。

附 則

- 1 この会則は、平成9年8月30日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 理事長 高橋みや子
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 常任理事 8名
- 3 平成10年8月29日 一部改正施行する。
- 4 平成11年8月28日 一部改正施行する。
- 5 平成12年8月25日 一部改正施行する。
- 6 平成18年8月19日 一部改正施行する。
- 7 平成25年8月31日 一部改正施行する。
- 8 平成26年8月30日 一部改正施行する。